県章

三重県公報

平成29年4月7日（金）
第　2892　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
259	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の一部を改正する告示	（私学課）	2
260	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	2
261	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	（河川課）	2
262	公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧	（港湾・海岸課）	2
263	同件	（同）	3
	公　　告		
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	（農地調整課）	3
	同件	（同）	4
	同件	（同）	4
	同件	（同）	4
	同件	（同）	5
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	（同）	5
	同件	（同）	6
	都市計画の公聴会の開催	（都市政策課）	6
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（地域医療推進課）	7
	同件	（子育て支援課）	7
	同件	（同）	8
	同件	（同）	8

告　　示

三重県告示第 259 号

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、三重県私立学校審議会の意見を聴いて、学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業（平成 21 年三重県告示第 569 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1 の 2 中「及び第 3 項」を「、第 3 項及び第 12 項」に改める。

第 2 中「平成 21 年総務省告示第 175 号」を「平成 25 年総務省告示第 405 号」に改める。

三重県告示第 260 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
一般国道 422 号	多気郡大台町栗谷字柿谷 110 番地先から 多気郡大台町栗谷字柿谷 109 番 1 地先まで	平成 29 年 4 月 7 日
県道 松阪一志線	松阪市小阿坂町字広 920 番 2 地先から 松阪市小阿坂町字広 932 番 2 地先まで	平成 29 年 4 月 7 日

三重県告示第 261 号

河川区域の指定（昭和 50 年三重県告示第 713 号）により指定した二級河川志原川水系志原川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県告示第 262 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣（しゅん）功認可をしました。

なお、関係書類は、南伊勢町役場に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

平成 29 年 4 月 7 日

五ヶ所港港湾管理者　三重県

代表者　三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　竣功認可年月日及び番号

平成 29 年 3 月 28 日

三重県指令県土第 19-356 号

2　免許年月日及び番号

平成 26 年 5 月 27 日

三重県指令県土第 19-41 号

3　竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

竣功認可を受けた者

三重県

津市広明町 13 番地

代表者

三重県知事　鈴木　英敬

津市観音寺町 446 番地 20

4　埋立ての場所

度会郡南伊勢町木谷字石光浦 227 番に面する船揚場敷前面の公有水面、226 番 1 に面する護岸敷前面の公有水面及び 226 番 2 に面する道路敷前面の公有水面

5　竣功面積

375.62 ㎡

6　埋立地の用途

船揚場敷 145.96 ㎡、道路敷 59.99 ㎡ 及び護岸敷 169.67 ㎡

三重県告示第 263 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣（しゅん）功認可をしました。

なお、関係書類は、鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

平成 29 年 4 月 7 日

鳥羽港港湾管理者　三重県
代表者　三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　竣功認可年月日及び番号

平成 29 年 3 月 28 日

三重県指令県土第 19-357 号

2　免許年月日及び番号

平成 9 年 8 月 22 日

三重県指令港第 1241 号

3　竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

竣功認可を受けた者

三重県

津市広明町 13 番地

代表者

三重県知事　鈴木　英敬

津市観音寺町 446 番地 20

4　埋立ての場所

鳥羽市鳥羽一丁目 2383-49 番地先公有水面

5　竣功面積

1,050.51 ㎡

6　埋立地の用途

ふ頭用地

公　　告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営農村地域防災減災事業三ツ谷池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　平成 29 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで
3　縦覧の場所
　津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23-1）
　津市役所芸濃総合支所地域振興課（津市芸濃町椋本 6141-1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営農村地域防災減災事業片野池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　平成 29 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで
3　縦覧の場所
　津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23-1）
　津市役所一志総合支所地域振興課（津市一志町田尻 593-2）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営農村地域防災減災事業白石池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　平成 29 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで
3　縦覧の場所
　松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340-1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営農地整備事業（経営体育成型）寺井地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成29年4月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　平成29年4月10日から同年5月10日まで
3　縦覧の場所
　松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340-1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業蛎塚大溜池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成29年4月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　平成29年4月10日から同年5月10日まで
3　縦覧の場所
　桑名市役所経済環境部農林水産課（桑名市中央町2丁目37番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営湛水防除事業長島中部地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成29年4月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　平成 29 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで
3　縦覧の場所
　桑名市役所経済環境部農林水産課（桑名市中央町 2 丁目 37 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（農業用用排水施設整備）大台地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　平成 29 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで
3　縦覧の場所
　大台町役場産業課（多気郡大台町佐原 750 番地）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、伊賀都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更、上野都市計画「区域区分」の変更に係る都市計画案の公聴会を次のとおり開催します。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　開催日時、場所等

都市計画の種類	都市計画区域	当該都市計画区域内市町	開催日時	開催場所	案の縦覧場所	案の縦覧期間	意見申出書の提出期間
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	伊賀	伊賀市	平成29年5月14日（日）午後1時から 開場 午後 12 時 30 分から	三重県伊賀庁舎 7 階大会議室 伊賀市四十九町 2802	三重県県土整備部都市政策課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県伊賀建設事務所、伊賀市建設部都市計画課及び伊賀市の各支所振興課	平成 29 年 4 月 14 日（金）から同年 5 月 1 日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限る。）	平成 29 年 4 月 14 日（金）から同年 5 月 1 日（月）まで（最終日の午後 5 時 15 分必着、郵送の場合は消印有効）
区域区分	上野						

2　その他公聴会の開催に関し必要な事項
(1)　公述人の資格
　都市計画案に係る地域の住民その他の利害関係者に限ります。
(2)　申出の方法
　公聴会で意見を述べようとする者は、三重県都市計画公聴会規則（昭和 54 年三重県規則第 36 号）第 4 条に規定する都市計画案意見申出書を郵送、直接持参又はインターネットメールにて三重県県土整備部都市政

策課に提出してください。

申出書は、縦覧場所に備え置きます。また、県のホームページにも掲載します。

(3)　公述人の指定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、意見申出書を提出した者のうちから、意見の類似性等を考慮して三重県知事が指定し、本人に通知します。

(4)　その他

ア　意見申出書の提出期間に申出書の提出がない場合には、公聴会は開催しません。

この場合、開催日の1週間前までに、都市計画案の縦覧場所及び県のホームページに、その旨を掲示します。

イ　公述人が多数の場合又は公聴会の運営上必要があると認める場合は、一人当たりの発言時間を制限することがあります。

ウ　傍聴は制限しません。ただし、会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行います。

(5)　意見申出書の提出先及び公聴会についての問い合わせ先

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部都市政策課

（電話）059-224-2718

（インターネットメール）toshiki@pref.mie.jp

（ホームページ）http://www.pref.mie.lg.jp/TOSHIKI/HP/index.htm

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年4月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1	特定役務の名称	救急医療情報システム構築及び運用・保守業務委託
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課
3	落札者決定日	平成29年3月23日
4	落札者	東京都江東区豊洲3-3-3 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ　代表取締役社長　岩本　敏男
5	落札金額	入札金額　367,503,264円 契約金額　399,712,848円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	平成29年1月20日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年4月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1	物品等の名称及び数量	三重県立子ども心身発達医療センター診察・看護関連器具の購入　一式
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム
3	落札者決定日	平成29年2月8日
4	落札者	三重県津市高茶屋小森上野町1336-1 中辻医科器械株式会社　代表取締役　三宅　努
5	落札金額	入札価格　31,650,000円 契約金額　34,182,000円

6　決　定　手　続　一般競争入札
7　入　札　公　告　日　平成 28 年 12 月 26 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　物品等の名称及び数量　三重県立子ども心身発達医療センターリハビリ機器の購入　一式
2　担　当　部　局　津市広明町 13 番地
三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム
3　落 札 者 決 定 日　平成 29 年 2 月 10 日
4　落　札　者　三重県津市高茶屋小森上野町 1336-1
中辻医科器械株式会社　代表取締役　三宅　努
5　落　札　金　額　入札価格　47,840,000 円
契約金額　51,667,200 円
6　決　定　手　続　一般競争入札
7　入　札　公　告　日　平成 28 年 12 月 26 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 4 月 7 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　物品等の名称及び数量　三重県立子ども心身発達医療センター検査・薬剤機器の購入　一式
2　担　当　部　局　津市広明町 13 番地
三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム
3　落 札 者 決 定 日　平成 29 年 2 月 8 日
4　落　札　者　三重県津市高茶屋小森上野町 1336-1
中辻医科器械株式会社　代表取締役　三宅　努
5　落　札　金　額　入札価格　33,260,000 円
契約金額　35,920,800 円
6　決　定　手　続　一般競争入札
7　入　札　公　告　日　平成 28 年 12 月 26 日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/